

野洲市立中主小学校
いじめ防止基本方針



平成26年4月1日制定

令和6年4月1日改訂

野洲市立中主小学校

目 次

1. はじめに	- 1 -
2. いじめの定義	- 1 -
3. いじめの禁止	- 2 -
4. いじめ防止等のための組織	- 2 -
5. 学校全体としての取組	- 2 -
学校の基本姿勢	- 2 -
(1) いじめ防止のための取り組み	- 3 -
(2) いじめの早期発見	- 3 -
(3) いじめへの対処	- 3 -
(4) 家庭及び地域との連携	- 4 -
《家庭》	- 4 -
《地域》	- 4 -
(5) 関係機関との連携	- 4 -
6. 重大事態への対処	- 5 -
(1) 重大事態の意味について	- 5 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施	- 5 -
7. 基本方針の見直し	- 5 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画	- 6 -
9. 本校のストップいじめアクションプラン	- 6 -
10. いじめ対応フローチャート	- 7 -

野洲市立中主小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日制定

令和6年4月1日改訂

野洲市立中主小学校長

野洲市立中主小学校いじめ等防止対策委員会

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 1 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 2 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 3 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 4 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童生徒の感じる被害性による見極めが必要である。
- 5 いじめが解消している状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること、②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、が必要である。

3.いじめの禁止

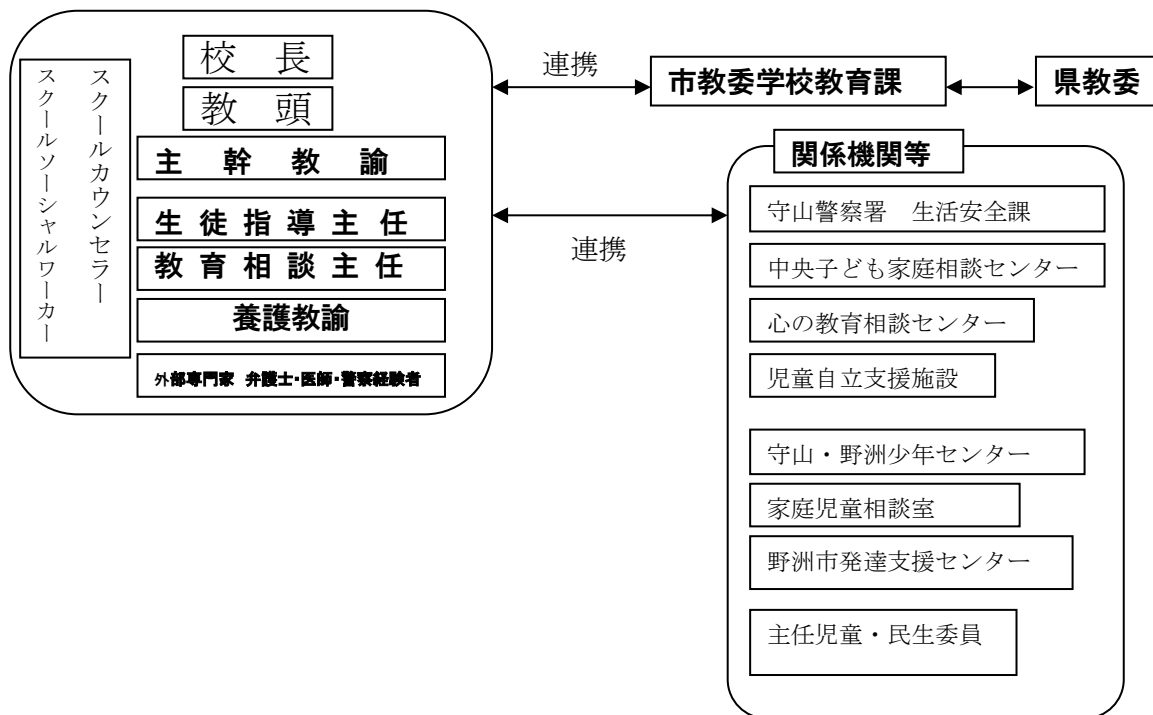
児童生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童生徒の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。また、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるようにする。

◎ 生徒指導体制



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための取り組み

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。(いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり)
- ③ 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童自らいじめの問題について考えられる、主体的な活動を取り入れる。
- ④ 発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童を含め、配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行う。
- ⑤ すべての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年に複数回行い、気になる児童の実態把握や方向性について理解推進を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。また、報告しやすい環境を構築し、学級担任が一人で問題を抱え込むことにならないよう、組織として解決に向かえるようにする。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。また、いじめ等学校支援加配の養護教諭が、保健室での教育相談機能を充実させ、相談・通報の窓口である事を児童に周知する。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童生徒を見守っていく。
- ④ 見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤ 1日欠席で電話連絡、連続3日欠席の場合には、家庭訪問で状況を確認する。連続5日以上欠席が続く場合には、校内ケース会議（アセスメント）を行い市教委に報告する。
- ⑥ 適応指導教室や民間施設等関係機関とも連携する。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。また、被害児童を徹底して守り通す。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。また法案第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有する。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

（４）家庭及び地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りやホームページ、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。（いじめ防止基本方針のホームページへの掲載）
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ ＰＴＡの活動で「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の評議員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員を初めとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等に当たる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
 - ・誰から行われたか
 - ・どのような態様だったのか
 - ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
 - ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査し、記録として残しておく。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和6年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(野洲市立中主小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	○中主っ子集会	
5月	□いじめ防止基本方針の確認	
6月	■先生とお話しよう会	△◇愛のパトロール
7月	■愛の声かけ運動(中主中学生徒会と連携)	▲◆愛の声かけ運動
8月	□夏季生徒指導職員研修	△◇愛のパトロール
9月	○あいさつをしようキャンペーン	
10月	■先生とお話しよう会	
11月	■愛の声かけ運動(中主中学生徒会と連携)	▲◆愛の声かけ運動 △PTA研修会
12月	○人権週間 ●人権集会 □愛のパトロール	△◇愛のパトロール
1月		△◇愛のパトロール △PTA人権研修会
2月	■先生とお話しよう会 □いじめ防止基本方針の見直し	
3月		
年間を通して	○人権を確かめる日(毎月1回) □気になる児童の実態把握・職員で共有(週1回) ■児童対応一覧シートの見直しを行い、不登校や問題行動の児童への対応を強化する。	

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

中主小の ストップ！いじめアクションプラン

めざす中主っ子
いじめを

しない させない 許さない

児童

☆いじめをしない

させない中主小

- ・正しく適切な言葉づかいをする。
- ・人権週間、人権集会を通して、ふれあい委員会、計画委員会を中心にいじめのない中主小を呼びかける。
- ・ほかほか言葉を増やし、ちくちく言葉を減らすように呼びかける。
- ・毎日、友だちのいいところみつけをする。
- ・たてわり活動等で温かい人間関係を育む。

学校教育目標

心豊かで、
たくましい実践力のある
中主っ子の育成

家庭・地域

☆いじめをさせないPTA

- ・PTA人権教育研修会を実施し、児童理解に努める。
- ・地区別懇談会を実施し、子どもたちの地区での様子を話し合い、いじめのSO S早期発見チェックリストを実施する。
- ・地域行事への積極的な参加を呼びかける。
- ・子どもの安全を確保するためにスクールガードを中心に登下校の様子を見守る

かんがえる子
やさしい子
げんきな子

教職員

☆一人ひとりの子どもを大切にし、

いじめを許さない教職員集団

- ・「いじめを絶対に許さない。」「いじめられている人を守る。」ことを共通理解し、共通実践を進める。
- ・わかる授業に努め、授業を通して「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育む。
- ・些細な変化を見逃さず「報告」「連絡」を密にし、児童の行動について学年・生徒指導部・管理職に「相談」する。
- ・各学期に一度「先生とお話しよう会」を実施し、事前のアンケート（年3回）を活用し、いじめの早期発見・早期解決をめざす。
- ・日頃から保護者・地域と信頼関係を築き、協力を得て対応する。
- ・道徳科の授業を充実させる。
- ・日常から言葉づかいを指導する。

課題

児童・・・いじめられている子に対して、全員で助けるところまで高まっていない。

家庭・地域・・・家庭や地域と連携した取り組みを深めていく必要がある。

教職員・・・教職員の研修を充実させ、いじめの未然防止及び早期対応の方法についての認識を高める必要がある。アンテナを高く持ち、児童の気になる行動を見逃さない。

中主小学校 いじめ対応フローチャート

- ① いじめを発見したり、訴えを聞いたら、すぐに担任、学年主任、生徒指導主任および管理職に報告する。
↓
- ② 校長の指揮のもと「いじめ対策委員会」を開き、いつ、誰が、どのように事実確認するかといった役割分担の打ち合わせを行う。
↓
- ③ 事実確認は安全を確保した上で個別に行い内容の照合を行う。
↓
- ④ 事実関係の集約を行い、短期、中期、長期に分けての対応策を立てる。
↓
- ⑤ 対応策を全職員が共通理解するとともに、該当の児童生徒やその保護者に説明し、理解と協力を求める。
↓
- ⑥ 市教育委員会に早い段階で報告するとともに、必要に応じて継続的に連携する。
↓
- ⑦ 必要に応じて、学級指導・学年指導を行う。
↓
- ⑧ 人権やいじめを題材にした道徳や学習を行う。